

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市大字古谷本郷上組字畑中九六九 番四地先から同市大字古谷上字蔵根五 八三七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年六月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和八年六月二十六日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十四号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長一・三五・〇〇メートル</p>